

令和6年 第10回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和6年9月25日（水）午後2時00分から午後2時58分
2. 開催場所 坂戸市役所201会議室
3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛
4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	澤田一成	出		7	林昇	出	
2	小川隆	出		8	林真由美	出	
3	小島保	出		9	栗原昇	出	
4	石川猛	出		10	松永貴夫	出	
5	小久保隆義	出		11	新井雅之	出	
6	浅見勉	出					

6. 最適化推進委員出席者 7名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	齋藤文夫	出		16	鹿ノ戸健次	出	
13	西嶋正芳	出		17	人見武男	出	
14	岡野幸平	欠		18	小川邦雄	出	
15	中島昭夫	出		19	岡野和紀	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	岡田全弘	主任	赤澤結
副課長	小俣千秋	主事	蛭間祐貴

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和6年第10回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 小島保 委員 小久保隆義

11. 議決事項及び議事の要領

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積及び譲受人の耕作面積等は、議案書に記載のとおりです。譲受人と譲渡人は夫婦であり、夫が所有している農地を生前贈与で妻の所有とすることから、申請に至りました。

3条許可における生前贈与について説明いたします。3条の許可要件に関し、令和5年4月以前は許可基準の一つとして、耕作している面積の下限面積があり、経営面積50a以上でなければ許可を受けられないという基準がありました。この基準の中では、経営面積50a未満の世帯の世帯内生前贈与は許可の対象外となっておりました。この下限面積の要件が農地法の改正により令和5年4月1日に改正により撤廃されたことから、本市農業委員会では昨年10月に開催された農業委員会総会にて、次のように取扱いを定めています。

世帯内への生前贈与については、許可を受けようとする世帯の経営農地に不耕作地（遊休農地や違反転用農地）が含まれない場合は、許可基準の一つである全部耕作要件は問題ないものとして扱うこととして定めています。

申請地は、善能寺及び長岡地内に3か所、4筆あります。現地については、事務局にて作付けがされていることを確認しています。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、世帯で所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番 入西地区 人見推進委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 譲受人と譲渡人は夫婦であり、50年ほど約45aの農地を耕作しています。譲渡人である夫の体調がおもわしくなく、経営規模の縮小を考えていたところ、妻は可能な限り現状維持で耕作を続けたいとの意思があったため、贈与することとなりました。小委員会においても、譲受人の今後の営農に問題ないとのことでありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議長 無いようですので、採決を行います。

議案第39号農地法第3条の規定による許可申請については「取得後の営農見込有り」と認め、許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第39号は許可と決定します。

議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長 議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番の案件について、申請人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりです。申請の事由については、ごみ置き場への転用となります。今回の申請地の隣で数件の自己用住宅の建築予定があり、同じ地域内に存在する既存のごみ置き場はすでに満杯となっており、新たなごみ置き場の設置が必要なことから今回の申請となりました。

また、ごみ置き場の設置に関しては、担当課である廃棄物対策課との協議により、市が土地の寄付採納を受けるためには、地目が雑種地である必要があるため、転用許可後に地目を雑種地に変更したうえで市へ寄付採納を行うということになります。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に規定すると考えられ、集落接続のある農地と考えております。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番 坂戸地区 松永委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 今回の申請地の隣はすでに転用許可が行われ、住宅が2棟建築予定となっており、今後も周辺に住宅が建っていく可能性があるという申請者から話を伺っています。人が生活する以上、ごみは必ず出るものため、ごみ捨て場は必要と考えます。

今回の申請地である上吉田地区は住宅への転用が多くなっており、良い農地だと思っている分、農地が減っていくことに残念な気持ちもありますが、近隣農地への影響もなく、小委員会としてはやむを得ないとのことでありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議長 無いようですので、採決を行います。

議案第40号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第40号は、許可相当と決定します。

議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、資材置場への転用となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水等については砂利敷きによる自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準では、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから、第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に規定すると考えられ、集落接続のある農地と考えております。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

3番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

4番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、雑草が繁茂していますが、転用にあたり草刈り等が実施される見込みであることから、事務局としては特段の問題はなしと考えております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。また、一般基準

を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。
1番 三芳野地区 小川委員
2番 坂戸地区 松永委員
3～4番 入西地区 人見推進委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件につきましては、今回の申請地は譲渡人が所有する最後の農地であり、周辺には住宅が多く、耕作がされていない農地が残されているような状態です。
譲受人については、申請地近くの自宅の一部を資材置場としており、事業拡大に伴い新たな資材置場の確保を必要としたため、今回の申請となりました。
周辺の農地ではほとんど耕作が行われておらず、家庭菜園で利用している程度なため、近隣農地への影響はほぼ無いと思われます。小委員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願ひします。

委員 2番案件につきましては、譲渡人が所有する最後の農地であり、トラクターのみの所有のため、草を刈る程度の耕運を行っている状況であり、今後も農業を行う予定はないとのことでした。小委員会においても慎重に審議した結果、やむを得ないとの結論になりましたので、ご審議をよろしくお願ひします。

委員 3番案件につきましては、5月に審議を行い、許可済みとなった区画の隣地です。譲渡人の夫婦は高齢で、体調も思わしくないことから、農業経営の縮小を考えて今回の申請となりました。近隣農地への影響もないと思われることから、小委員会としてもやむを得ないとの結果になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願ひします。

委員 4番案件につきましては、譲渡人は申請地を相続で取得し、住まいは遠方で農業経験もないことから、耕作はせず、近所に住む親族が管理を行っていました。しかし、近年は管理も難しくなってきたことにより、今回の申請となりました。近隣農地への影響もないと思われることから、小委員会としてもやむを得ないとの結果になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。
議案第41号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第41号は、許可相当と決定します。

議案第42号 農用地利用集積計画について

議長 議案第42号 農用地利用集積計画について審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

9月分の農用地利用権設定申出は、更新はなく、新規については一般が1件、1筆で、面積は617㎡、農地中間管理事業分が7件、10筆で、面積は15,451㎡で、合計8件、11筆、16,068㎡です。合意解約は農地中間管理事業分が1件、2筆、2,336㎡ありました。

令和6年10月1日設定後の利用集積面積の算出に際しては、農地中間管理事業分の契約始期が令和6年12月1日のため今回は算入せず、合計3,386,667.45㎡となります。

議長 ご質疑等はございますか。

議長 ご質疑等はないようですので、採決を行います。

議案第42号農用地利用集積計画については、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。よって、議案第42号については、原案のとおり決定します。

議案第43号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議長 議案第43号 農用地利用集積等促進計画（案）について審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用集積等促進計画（案）により説明】

内容につきましては、令和6年11月30日で終了の利用権が設定された10筆について、農地中間管理事業分として新規設定するものになっております。また、解約については1件あり、詳細については議案のとおりとなっております。

議長 ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。

議案第43号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見は、意見なしと決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。よって、議案第43号は意見なしと決定し、坂戸市長に回答いたします。

報告第9号 専決処分の報告について

議長 報告第9号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 報告第9号ですが、8月の専決処分は、農地法第3条の3の届出4件、農地法第4条の農地転用届出2件、農地法第5条の農地転用届出5件です。

内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局

長専決により届出を受理しました。

議 長 ご質疑等がございますか。
 (質問・意見なし)

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和6年第10回坂戸市農業委員会
総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和6年9月25日

坂 戸 市 農 業 委 員 会

会 長

署名委員

署名委員